

ひょうしんスーパー定期預金「相続定期預金」規定

1. 預入れ

- (1) この預金への預入れは「個人」のお客様に限ります。
- (2) 預入期間は6ヶ月、1年のいずれかとし、自動継続のスーパー定期〈自由金利型定期預金（M型）〉として取扱います。

2. 継続後の利率

この預金の継続後の利率は、満期日におけるスーパー定期それぞれの期間の店頭表示利率にて自動継続いたします。

3. 利息

- (1) 利息は預入日（継続の場合はその継続日）から満期日の前日までの日数および証書・通帳記載の利率（継続後の預金については上記2の利率）によって計算して満期日に支払います。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次のとおり計算して、この預金とともに支払います。

満期日前の解約の場合

預入期間	解約利率
6ヶ月未満	解約日における普通預金利率
6ヶ月以上1年未満	約定利率×50%

なお、本規定に定めのない事項については、預金規定集〈共通規定〉および〈自由金利型定期預金（M型）規定〉により取扱います。

2025.4